

岐阜県周産期医療協議会設置要綱及び委員名簿(平成25年3月現在)

岐阜県周産期医療協議会設置要綱

(目的)

第1 妊娠、出産から新生児に至るまで一貫した高度専門的な医療や保健を提供し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することを目的として、岐阜県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 周産期医療体制の整備に関する事
- (2) 周産期応需情報システムに関する事
- (3) 周産期保健医療関係者の研修に関する事
- (4) 周産期医療体制整備についての調査に関する事
- (5) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事

(組織)

第3 協議会の委員は次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体代表者
- (2) 関係医療機関の職員
- (3) 学識関係者等
- (4) 公的団体等代表者
- (5) その他会長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4 協議会に会長をおき、委員の互選により定める。

2 協議会に副会長をおき、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を主宰し、議事を総理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

第5の規定にかかわらず、最初の会議は、健康福祉部保健医療課長が招集する。

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

岐阜県周産期医療協議会委員(平成24年度)

氏名	所属	役職
協議会会長 富田 栄一	岐阜市民病院	岐阜県病院協会長
森重 健一郎	岐阜大学大学院医学系研究科	教授
岩砂 眞一	医療法人友愛会岩砂病院・岩砂マタニティ	岐阜県産婦人科医学会長
今井 篤志	社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	内分泌診療センター長
二宮 保典	二宮医院	岐阜県医師会常任理事
加納 芳郎	かのう小児科クリニック	岐阜県小児科医学会長
山田 新尚	岐阜県総合医療センター (総合周産期母子医療センター)	医監兼総合周産期部長
河野 芳功	岐阜県総合医療センター (総合周産期母子医療センター)	新生児内科部長
川崎 市郎	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター (地域周産期母子医療センター)	周産期診療部長
伊藤 充彰	大垣市民病院 (地域周産期母子医療センター)	産婦人科医長
中村 浩美	岐阜県立多治見病院 (地域周産期母子医療センター)	産婦人科部長
山岸 篤至	高山赤十字病院 (地域周産期母子医療センター)	第一小児科部長
鷹尾 明	岐阜市民病院 (周産期支援病院)	副院長兼小児科部長
長崎 功美	医療法人社団誠広会人材開発相談部	岐阜県看護協会助産師職能理事
田口 路代	岐阜県総合医療センター	産科病棟看護師長
白木 尚孝	岐阜市消防本部	救急課長
村瀬 美代子	NPO法人グッドライフサポートセンター	理事長
中村 俊之	岐阜市保健所	所長
木戸内 清	岐阜県東濃保健所	所長

岐阜県周産期医療体制整備計画
(平成 25~29 年度計画)

発行：平成 25 年 3 月

岐阜県健康福祉部保健医療課

〒500-8570

岐阜市藪田南 2-1-1

電話 058-272-1111 (代)

e-mail c11223@pref.gifu.lg.jp